

食事の提供にかかる副食費相当額の算出方法

給食の提供にかかる副食費相当額の算出に当たっては、「実際に要した副食費に相当する費用」を用いることが基本となります。なお、1食当たりの副食費相当額は、施設の子どもを通じて均一とし、年間を通しての平均額で構いません。

実際に要した副食費に相当する費用 = 1食当たりの副食費相当額 × 給食提供日数

1食当たりの副食費相当額 = 年間の副食費相当額 ÷ 給食を提供する児童の数 ÷ 年間の給食提供日数

ただし、「1食当たり副食費相当額」の算出が困難な場合においては、例外的に、便宜的な算出方法を用いることも可能です。

【副食費に相当する費用の算出方法】

給食の実施方法	副食費の算出方法（基本）	便宜的な算出方法の可否
自園調理 (食材自己購入)	各園で算出した「1食当たり副食費相当額」 × 給食提供日数	×
自園調理 (食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼して算出した「1食当たり副食費相当額」 × 給食提供日数	○
外部搬入	外部搬入業者に依頼して算出した「1食当たり副食費相当額」 × 給食提供日数	○

【「1日当たり副食費相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合※」
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合※」
- ③ 一律 235 円（新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価）

※国の要綱では、市町村に所在する他施設等の情報から推計した割合を適用することとなっていますが、現在のところ横浜市としての平均的な割合をお示しできる調査結果等はありません。